

議案第 20 号

二宮町下水道運営審議会条例の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

各種委員会、審議会等に対する町議会からの申し入れ書に基づく委員構成の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町下水道運営審議会条例の一部を改正する条例

二宮町下水道運営審議会条例（平成4年二宮町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「11人」を「10人」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町下水道運営審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 審議会は、委員<u>10人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 審議会は、委員<u>11人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>町議会議員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>